

税の申告・相談を行っています

町県民税の申告・所得税の確定申告

申告期間 ~ 3月15日 (木)

申告会場 朝日町役場2階第1・2会議室 9時~11時及び13時~16時

医療費控除は領収書が提出不要となりました

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

上場株式等の配当所得および株式譲渡所得の課税方法の選択

源泉徴収を選択した特定口座の配当所得は、確定申告をしても町民税・県民税税額決定通知書・納税通知書が送達される日までに、町民税・県民税申告書を提出することで、所得税では配当所得を申告し、住民税では申告しないなど、所得税と異なる町民税・県民税の課税方法(申告不要制度・総合・申告分離課税)が選択できるようになりました。

マイナンバーの記載等について

確定申告書、町民税・県民税申告書を提出するときは、

マイナンバー(12桁)の記載 + 本人確認書類の提示又は写し が必要です。

問い合わせ先：税務課 TEL 377-5655

北勢
地域

若者サポートステーション 出張相談 in 朝日 (無料・要予約)



内容：就労に対するさまざまな相談をお受けします。

対象：15~39歳で無職の方

(ご家族・関係者・在学中でも可)

日時：3月28日(水) 10時~12時

場所：朝日町役場 相談室

問い合わせ・申込先：北勢地域若者サポートステーション
TEL 359-7280